

# 陸前高田市火災予防条例の改正

陸前高田市消防本部

## 改正内容

- 1 催しにおける対象火気器具等の取扱いについて
- 2 催しに際して露店等を開設する場合の消防機関への届出について
- 3 大規模な屋外催しに係る防火管理体制の構築について
- 4 罰則に関する事項について

## 改正の背景

平成25年8月15日、京都府福知山市で行われた花火大会において、死者3名、負傷者56名という甚大な被害を伴う火災が発生しました。この火災は、花火大会に出店していた露店の関係者が、発電機にガソリンを補給しようとしたところ、ガソリン携行缶からガソリンが噴出して周囲の観客に降りかかるとともに、露店の方向にも噴出し、露店で使用していたガスコンロの火が噴出したガソリンに引火し爆発したもので、露店で使用していたガスコンロが出火原因の一つであると考えられています。

この火災により、国では平成25年12月27日に「消防法施行令の一部を改正する政令」を公布しました。

**陸前高田市では、この消防法施行令の改正等を受け、次のとおり火災予防条例の一部を改正し、平成26年8月1日から施行されます。**

### 1 催しにおける対象火気器具等の取扱いについて ～屋内または屋外での催しにおける消火器の準備～

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して、次の①から⑤までの器具（以下「対象火気器具等」といいます。）を使用する場合は、迅速な初期消火作業と被害拡大防止の観点から、**露店、屋台その他これらに類するもの（以下「露店等」といいます。）の開設の有無にかかわらず**、消火器の準備をした上で使用することが義務付けられました。

- ① 火を使用する器具
- ② 使用に際し、火災のおそれのある器具であって、液体燃料を使用する器具
- ③ 使用に際し、火災のおそれのある器具であって、固体燃料を使用する器具
- ④ 使用に際し、火災のおそれのある器具であって、気体燃料を使用する器具
- ⑤ 使用に際し、火災のおそれのある器具であって、電気を熱源とする器具

## 【改正Q&A】

### ① Q : 対象となる催しは？

A : 一時的に一定の場所に不特定多数の人が集まることにより混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高まる催しです。

具体的には、祭礼、縁日、花火大会、展示会等の一定の社会的広がりを持つものを対象とします。

※ 集まる者の範囲が個人的なつながりにとどまる場合は、対象外とします。

① 例 近親者によるバーベキュー、保育園等で父母が主催する餅つき大会など

### ② Q : 消火器はだれが準備する？

A : 原則として、対象火気器具等を取り扱う者が準備しなければなりません。ただし、初期消火を有効に行うことができる場合には、対象火気器具等の使用実態に応じ、複数人で共同して消火器を準備することもできます。

### ③ Q : 対象火気器具等に該当する器具とは？

A : 具体的には、コンロ、グリドル、ストーブ、発電機等が該当します。



(コンロ)



(グリドル)



(ストーブ)



(発電機)

### ④ Q : 屋内で催しを行う場合は？

A : 屋内で対象火気器具等を使用する際にも、消火器を準備する必要があります。なお、催しを行う建物内に既に消火器が設置してあるなど初期消火を有効に行うことができる場合は、対象火気器具等の使用実態に応じ、新たに消火器を準備することを要しない場合があります。

※ 露店等を開設しようとする場合には、消火器の準備に加えて、露店等の開設に係る届出が必要となります。

## 2 催しに際して露店等を開設する場合の消防機関への届出について

現在、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為などをしようとする場合は、あらかじめその旨を消防長に届け出る必要がありますが、新たに、**祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者が集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合**は、事前の届出が義務付けられました。

## 【改正Q&A】

### ① Q : 届出は誰が行うのか？

A : 「露店等を開設しようとする者」が行います。

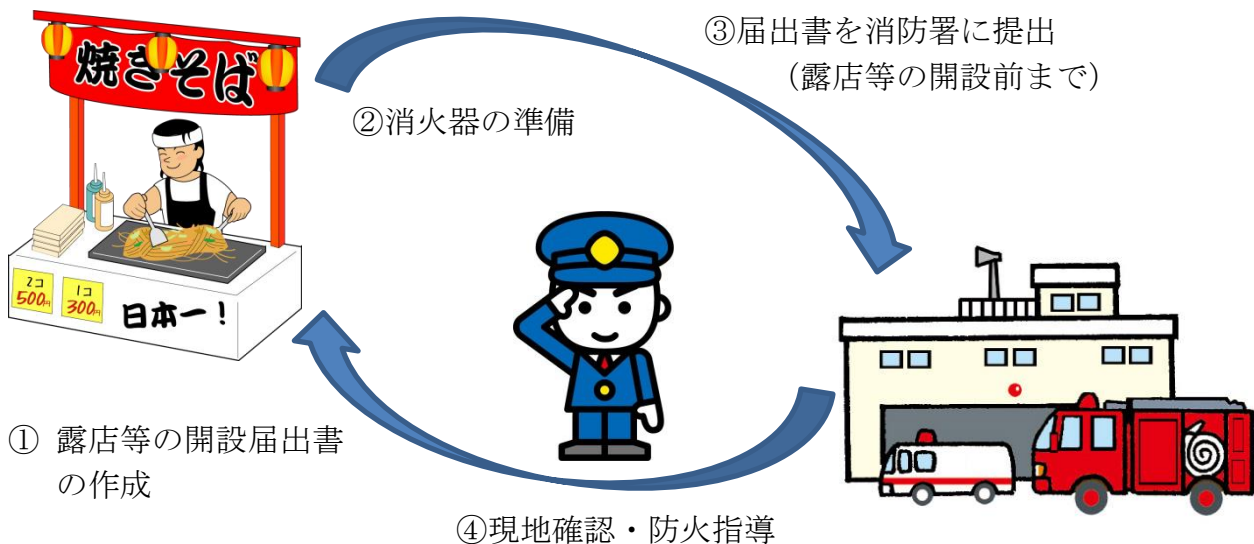
ただし、一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合には、個々の露店主がそれぞれ個別に消防署に対して届出を行うのではなく、当該催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等が取りまとめて消防署に届出してください。

### ② Q : なぜ義務付けられたのか？

A : 今後は、多数の者が集合する催しに際して対象火気器具等を使用する場合には、消火器の準備が必要となりますが、特に露店等を設ける場合には、火災時における被害拡大防止の観点から、消火器の準備状況を消防署が事前に把握することにより、必要に応じて指導することができるようにするためです。

※ 露店等を設ける場合で、複数人で共同して消火器を準備する場合や、屋内で催しを行う際、新たに消火器を準備しない場合であっても露店等を設ける場合は、催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等において、会場内に消火器をどのように配置するのかを容易に判断できる図面を作成し、露店等の開設にかかる届出に添付して、あらかじめ消防署に届け出てください。

## 具体的な流れ(催しにおいて露店等を開設する場合)



### 3 大規模な屋外催しに係る防火管理体制の構築について

#### 1 屋外催しの指定

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他多数の者が集合する**屋外**での催しのうち、大規模なものとして**消防長が定める要件**に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

#### 2 「指定催し」を主催する者への義務

- ① 「指定催し」において、防火・火災予防の統括的管理を行うための**防火担当者を選任**し、防火担当者に対して、火災予防上必要な業務に関する**計画**（以下「**火災予防業務計画**」といいます。）を作成させ、当該火災予防業務計画に従って必要な業務を行わせることを主催する者へ義務付けます。
- ② 「指定催し」の開催する日の**14日前まで**に、火災予防業務計画を消防署に提出することが主催する者へ義務付けられました。

#### 【改正Q&A】

##### ① Q : 消防長が定める要件とは？

A : 屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件は、次のいずれにも該当する催しとなります。

- ・大規模な屋外催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催し
- ・主催する者が出店を認める露店等の数が**100店舗**を超える規模の屋外催し
- ・人出予想が**11万人**を超える規模の屋外催し

##### ② Q : 防火担当者を選任できるのは？

A : 防火担当者は、「指定催し」の関係者に対して、火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者でなければなりません。なお、「指定催し」を主催する者自らが防火担当者となることもできます。

##### ③ Q : 火災予防業務計画の記載事項は？

A : 火災予防業務計画には、次の事項を記載してください。

- ① 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること
- ② 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること
- ③ 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること
- ④ 対象火気器具等に対する消火の準備に関すること
- ⑤ 火災が発生した場合における初期消火活動、当消防署への通報連絡及び観客の避難誘導に関すること
- ⑥ ①から⑤まで以外の火災予防上必要な業務に関すること

## 具体的な流れ(「指定催し」を開催する場合)



## 4 罰則に関する事項について

「指定催し」の主催者が、**火災予防業務計画を消防署に提出しなかった場合は、当該「指定催し」の主催者に対し、30万円以下の罰金**を科す場合があります。

なお、この罰則は、「指定催し」の主催者である法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含みます。）の代表者や個人だけでなく、法人に対しても同時に適用される場合があります。